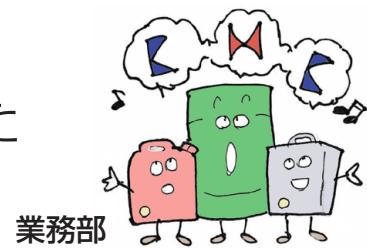


# KHKからの お知らせ

## 可燃性蒸気等の検知器による測定結果を用いた 危険物施設における非危険場所の評価業務



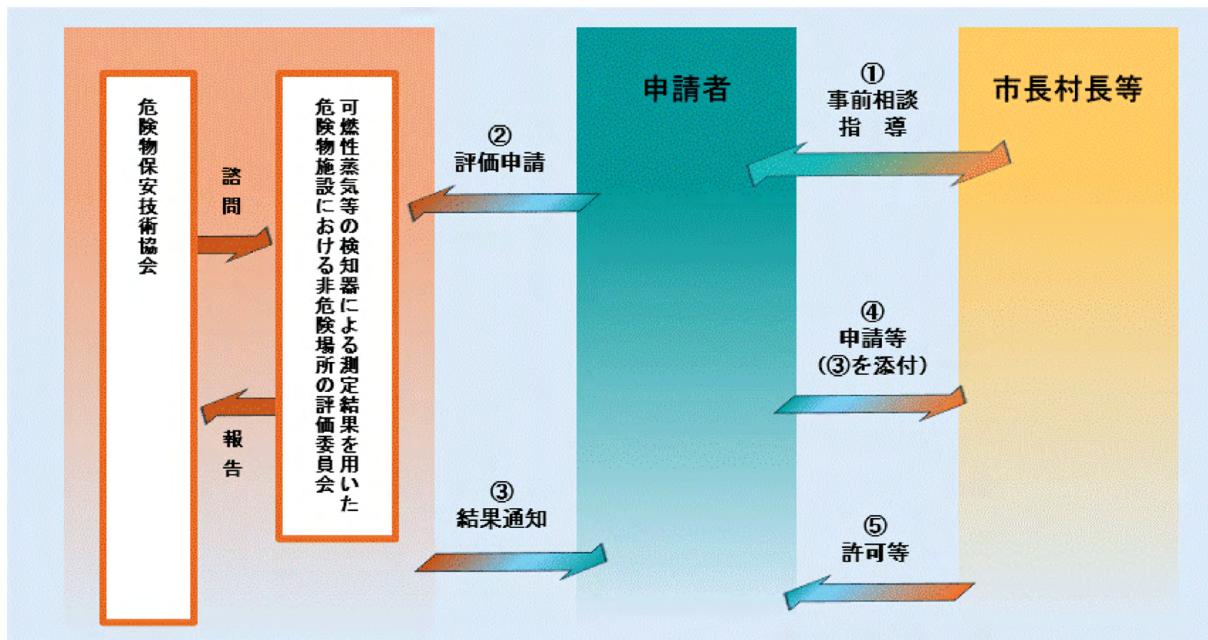
### ◆背景

昨今、各分野において技術革新やデジタル化が急速に進展し、危険物施設においても安全性、効率性を求める新技術の導入により予防保全を行うなど、スマート保安の実現が期待されており、総務省消防庁において、「[令和6年度 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会報告書](#)」がとりまとめられ、「[製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について](#)」の一部改正について(令和7年12月17日付け消防危第253号通知)」(令和7年6月30日付け消防危第140号通知の一部改正。以下「[140号通知](#)」という。)」が発出されました。

140号通知では、屋外の製造所及び一般取扱所のうち、可燃性蒸気等の爆発下限界濃度の25%LEL (LEL: 爆発下限界濃度) 未満であると認められる場所(以下「非危険場所」という。)について、リスク評価のうえ、一定の安全管理を遵守することにより、非防爆構造の電気機械器具等が使用できるとされました。

### ◆当協会での評価業務

当協会では、事業者の皆さまが実施する危険物施設のリスク評価を踏まえた非危険場所の設定及び可燃性蒸気等の検知器による測定場所等の設定、並びに事業者の皆さまが非防爆構造の電気機械器具等を使用するうえでの安全管理の内容等について、その妥当性について「評価の全体概要図」に示した流れで評価を行います。

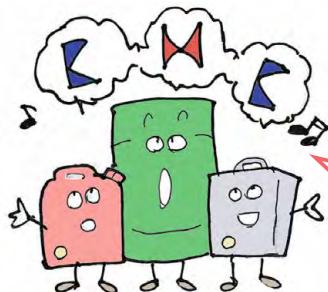


危険物施設における非危険場所を適切に設定し、当該危険物施設内の安全レベルを低下させることなく合理的かつ効果的にスマート保安化が広がることで、危険物施設における予期せぬ故障やヒューマンエラーを防ぐ取り組みが一層期待されます。

危険物施設の事業者の皆さま、消防機関でこれらの業務に従事する皆さまは是非、本評価業務の活用をご検討ください。

なお、当該評価業務の業務規程、申請様式及び申請に係る説明書については、以下のリンク先をご確認ください。

- [\[可燃性蒸気等の検知器による測定結果を用いた危険物施設における非危険場所の評価に関する業務規程\]](#)
- [\[申請様式\]](#)
- [\[可燃性蒸気等の検知器による測定結果を用いた危険物施設における非危険場所の評価\(申請に係る説明書\)\]](#)
- [\[可燃性蒸気等の検知器による測定結果を用いた危険物施設における危険場所の評価\]に関するよくあるご質問](#) 



**[お問い合わせ先]**

危険物保安技術協会 業務部  
T E L : 03-3436-2353  
E-mail : [gyoumu@khk-syoubou.or.jp](mailto:gyoumu@khk-syoubou.or.jp)